

JA夢みなみ 総合ポイント 会員募集中

ポイント会員
新規加入時 **300ポイント**

さらに!! ポイントJAカードの
お受取時 **200ポイント**
プレゼント!!



ポイントJAカード一体型



ポイントカード

農産物直売所にて

1ポイント=1円 でポイント値引き



JA夢みなみグループの給油所、購買店舗にて

500ポイント=お買い物券500円分
で値引き (発券後3か月間有効)



※ポイントの有効期限は、当該ポイント付与の翌年度を1年度目とし3年目の事業年度末（2月末日）までご利用いただけます。

適用日 2021年9月1日事業取引分より

正・准組合員とは?

右記、JA部門のお取引があるご本人様は、JA夢みなみ支店窓口にて所定のお手続きと加入審査後、出資金1口(1,000円)以上払い込むと、**准組合員**（または、**正組合員**）となり、**たまるポイントが増えます**。他にも特典は色々。

組合員出資加入、メンバーズカード、会員情報、ポイントに関するお問い合わせは最寄りのJA夢みなみ各支店窓口まで

詳しくは、
JA夢みなみ
ホームページで!▼



部門	対象	基準内用	基準要件 (円・件)	基準付与ポイント 組合員以外	正・准 組合員	ポイント付与時期 (JA金融窓口休業日の場合、翌営業日)
共通	ポイントカード	新規会員登録	1件	300	300	加入手続き後にもらえます。
	ポイントJAカード(一体型・単体型)	新規会員登録	1件	300	300	加入手続き後にもらえます。
	本人会員様	初回受取(切替含む)	1件	200	200	クレジットカード発行確認後、翌月以降にもらえます。
信用	農産物直売所	レジ決済	500円	1	1	決済の都度もらえます。
	給与	受取あり	5万円以上	2	5	翌々月7日頃にもらえます。
	公的年金	受取あり	1件以上	2	5	(年金は2ヶ月ごとでも毎月ポイントがもらえます)
	公共料金 電気	振替あり	支払月	1	1	翌々月7日頃にもらえます。
	公共料金 電話	振替あり	支払月	1	1	翌々月7日頃にもらえます。
	公共料金 NHK	振替あり	支払月	1	1	翌々月7日頃から毎月もらえます。
	JAカード振替口座	振替あり	支払月	2	5	翌々月7日頃にもらえます。
	住宅ローン	新規決定金額	300万円	—	200	融資実行日の翌月7日頃にもらえます。
	マイカーローン	新規決定金額	20万円	—	30	
	教育ローン	新規決定金額	20万円	—	30	
JA 出荷	農機ハウスローン	新規決定金額	10万円	—	30	年間出荷数量に応じて年1回もらえます。
	主食用米(備蓄・加工・飼料用米、くず米を除く)	買入数量	1袋(30kg)	—	15	
	野菜・果実・花卉	精算年度の販売額(税込)	1万円	—	2	翌月3日頃にもらえます。
購買	子牛・成牛・乳牛・肉牛・肉豚・乳代	年間販売金額(税込)	1万円	—	2	年1回もらえます。
	肥料	現金供給金額 (店頭自己取り)	1000円	1	5	翌月2日頃にもらえます。伝票1枚のうち、ポイント対象商品の合計金額(税込)でポイントを算出します。集金を除きます。 (食材、米、素畜、給油所、家庭燃料、農業機械、自動車、福祉、葬儀関連、奨励金対象商品や展示会を除きます。)
	飼料					
	種子					
	農業					
	その他生産資材					
	生鮮食品					
	一般食品					
	衣料品					
	耐久消費財					
	日用雑貨					

JA夢みなみ総合ポイントメンバーズカードの特典

JA夢みなみ MEMBERS CARD ※JAすかがわ岩瀬 MEMBERS CARDも使用可能	ポイント・クレジット・キャッシュカード機能付き ポイントJAカード一体型  ポイント・クレジットカード機能付きのポイントJAカード単体型、ゴールド機能も選べます。	ポイントを貯めて・使うだけ ポイントカード ※農産物直売所申込可 
JA夢みなみ総合ポイント	入会金・年会費 無料 新規加入者に300ポイントプレゼント	
初回発行特典	200ポイントプレゼント 対象：初めてポイントJAカードがお手元に届いた方	なし
メンバーズカード発行手数料	なし	カード発行手数料300円税込 紛失再発行手数料300円税込 磁気不良・破損交換無料
クレジット機能	 	なし
クレジットカード年会費	クレジットカード年会費 初年度無料 (次年度以降の年会費1,375円税込) ※次年度以降無料条件あり	なし
家族会員(本人会員のポイント)	初年度 無料(次年度以降の年会費440円税込) ポイントJAカードの家族会員の方は別途、ポイント会員加入が必要	なし
ポイントJAカードクレジットでの ご決済金額に応じた お得な特典	対象のJA直売所・ファーマーズマーケット ご請求時5%割引	なし
	JA-SSやホクレンSSでハイオク・レギュラー・軽油の給油 最大で2円/1ℓ割引	なし
	ニコスわいわいポイント 1,000円毎に1ポイント ※JA夢みなみポイントとは異なります	なし
ETCカード新規発行手数料	無料	なし
カード付帯補償サービス	海外旅行傷害保険	なし
ロードアシスタンスサービス	初年度年会費 無料 (次年度以降の年会費495円税込)	なし

上記、特典やポイントプレゼントについては、2021年4月現在のものであり、予告なく内容を変更または終了する場合があります。

メンバーズカード、会員情報、ポイントに関するお問い合わせは最寄りのJA夢みなみ各支店窓口まで

東部支店	0248-76-7111	天栄支店	0248-82-2155	三神支店	0248-45-2111
西袋支店	0248-75-4191	湯本支店	0248-82-2155	大信支店	0248-46-2211
仁井田支店	0248-78-2324	白河中央支店	0248-22-5150	石川支店	0247-26-1135
稲田支店	0248-62-5101	白河支店	0248-27-3151	玉川支店	0247-57-3115
大東支店	0248-79-3111	西郷支店	0248-27-1800	平田支店	0247-55-3121
長沼支店	0248-67-2151	東支店	0248-34-2211	浅川支店	0247-36-3155
鏡石支店	0248-62-2131	泉崎支店	0248-53-2011	古殿支店	0247-53-3121
岩瀬支店	0248-65-2101	中島支店	0248-52-3510		

ＪＡ夢みなみ総合ポイント制度会員規約

この規約は、ＪＡ総合ポイント会員（以下、「ポイント会員」といいます。）と夢みなみ農業協同組合（以下、「当ＪＡ」といいます。）との間で、当ＪＡがポイント会員の利用内容や取引内容に応じて、ポイントを当ＪＡ所定の基準により提供するＪＡポイントサービスに関する取扱いを定めたものです。ポイント会員への申し込みにあたっては下記条項のほか、別途当ＪＡが定める各関連規程等が適用されることに同意したものとします。

第１条 ポイント会員資格

ポイント会員は、ポイント会員入会申込書を当ＪＡに提出し当ＪＡが承認した、国内に居住する個人、および法人、または当ＪＡ管内で農業を営む団体とします。未成年の方は、親権者の同意が必要です。また、ポイント会員資格の取得日は、当ＪＡがポイント会員登録をした日とします。なお、同一人で複数のポイント会員資格を取得することはできません。万が一、同一人で複数のポイント会員資格を有することが判明した場合、当ＪＡの任意によりその一部を取り消すことができます。

第２条 ポイント会員カード

- ポイント会員には、ポイント会員カード（クレジット機能付き・クレジット機能なし）を交付いたします。また、ＪＡポイントサービスでは、ポイント会員カード（クレジット機能付き・クレジット機能なし）に記載したポイントＩＤをＪＡポイントサービスの会員番号とします。
- ポイント会員は、ポイント会員カード（クレジット機能付き・クレジット機能なし）を受け取った時に当該カードの所定欄に会員ご自身の署名を行わなければならない、ポイント会員本人以外では使用できません。
- ポイント会員は善良なる管理者の注意をもってポイント会員カード（クレジット機能付き・クレジット機能なし）を使用し保管しなければなりません。
- ポイント会員カード（クレジット機能なし）およびカード情報は、当ＪＡがポイント会員に貸与するものでポイント会員のみが利用でき、貸与・譲渡・担保提供その他の処分をなすことはできません。
- ポイント会員カード（クレジット機能なし）は、当ＪＡ所定の発行手数料を申し受けます。また、理由の如何を問わず、支払われた発行手数料はお返ししません。

第３条 入会費・年会費

入会費・年会費は無料です。但し、ポイント機能付きＪＡカード（クレジット機能付き）・（クレジット・キャッシュ機能付き）の場合は、発行者である「三菱ＵＦＪニコス株式会社」が別途定める年会費が必要となる場合があります。

第４条 ポイント

- 当ＪＡは、ポイント会員の利用内容や取引内容を、別に定める当ＪＡ所定の付与基準、付与周期でポイントに換算し、付与します。
- ポイント会員に付与されたポイントは、当該会員のみご利用いただけます。
- ポイントは、当ＪＡ所定の方法により当ＪＡ所定のポイント還元にご利用することができます。但し、当ＪＡ所定の条件を満たしていない場合にはポイントを利用できない場合があります。
- 当ＪＡ所定のポイント付与基準と付与周期、ポイントの付与対象となるメニュー及び利用条件、ポイントを利用することができない当ＪＡ所定の条件は、当ＪＡで任意に変更できるものとし、それらの変更は当ＪＡ所定のホームページ掲載、広報誌掲載、店頭掲示、郵送による通知いずれかの方法により告知します。

- ポイントの付与はポイント会員入会以降の取引が対象となります。

第５条 届出事項の変更

ポイント会員の住所・氏名・電話番号等の届出事項に変更がありましたら、すみやかに当ＪＡ支店窓口までお申し出ください。お申し出がない場合は、連絡・通知が届かず、サービスを受けられない場合があります。また、この届出を怠ったことにより生じた損害については、当ＪＡは一切の責任を負いません。

第６条 ポイントの失効

獲得したポイントは、次の各号により失効します。

- ポイント会員を退会した場合（死亡による退会でも相続の対象とはならず失効となります。）
- ポイントの有効期限が到来した場合（ポイントの有効期限は、当該ポイント付与の翌年度を１年目とし３年度目の年度末（２月末日）まで有効です。）

第７条 サービス提供期間

- ＪＡポイントサービスの提供期間は、入会日から最初に到来する２月末日までとし、ポイント会員または当ＪＡから特に申し出のない限り、サービス提供期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。また、継続後も同様とします。
- ＪＡポイントサービスの提供期間が満了した場合は、換算したポイントは失効します。

第８条 退会等

- ポイント会員は自己の都合によりいつでも退会することができます。ポイント会員による退会は、当ＪＡ所定の書面を提出することによります。また、退会によりポイントは失効します。
- 前項の規定にかかわらず、当ＪＡが必要と認める場合には、ポイント会員は即時に退会できない場合があります。
- ポイント会員が次の各号にひとつでも該当する場合は、当ＪＡはポイント会員に通知することなく、ポイント会員の退会処理または本規約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。退会によって生じた損害については、当ＪＡは一切の責任を負いません。
 - ポイント会員が当ＪＡに対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合
 - ポイント会員が死亡した場合
 - ポイント会員が反社会的勢力に該当することが判明した場合
 - ポイント会員が本規約や当ＪＡの他の取引約定に違反した場合など、当ＪＡがポイント会員の退会を必要とする相当の事由が生じた場合
 - 住所変更の届出を怠るなど、ポイント会員の責めに帰すべき事由によって当ＪＡにおいてポイント会員の所在が不明となった場合
 - ポイント会員に支払の停止または破産もしくは民事再生手続開始の申し立てがあった場合

第９条 カードの紛失・盗難・破損による再発行

- ポイント会員カードを紛失・盗難された場合は、ポイント情報の利用停止手続きを行いますので、当ＪＡ金融支店窓口にご連絡ください。また、ポイント会員カードを紛失・盗難・破損された場合は、再発行の手続きが必要となりますので、当ＪＡ所定の書面により再発行の手続きを行ってください。
- ポイント会員カード（クレジット機能なし）は、再発行手

料を申し受けます。ただし、破損および磁気不良により使用不能となった当該カードをご提示いただいた場合は無料となります。

3. 紛失・盗難により、ポイント会員カードが再発行された場合、当 J A による利用停止手続きが完了した時点のポイント残高が、再発行されたカードに引き継がれるものとします。但し、紛失・盗難のお申し出がなくポイント会員カードを第三者により利用された場合、また、お申し出があっても利用停止が反映されるまでにポイント会員カードが第三者により利用された場合、その他何らかの損害が生じた場合でも、当 J A は一切の責任を負いません。
4. ポイント機能付 J A カード（クレジット機能付き）・（クレジット・キャッシュ機能付き）を紛失・盗難・破損された場合は、「三菱UFJニコス株式会社」への連絡等別途お手続きが必要となります。

第 10 条 事故防止を目的とした本人確認

ポイントや特典のご利用ならびに再発行の手続きに際して、不正取得による防止および不正使用防止の目的として、必要に応じて本人確認書類のご提示が必要となります。

第 11 条 譲渡・質入等の禁止

本規約に基づくポイント会員の権利は、譲渡、質入、または第三者への貸与等はできません。

第 12 条 免責事項

1. 災害・事変等当 J A の責めに帰すことができない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、ポイントの取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当 J A は一切の責任を負いません。
2. 前項において当 J A の責めに帰すべき事由がある場合、当 J A の予見可能性の有無にかかわらず、当 J A は一切の責任を負いません。但し、当 J A に故意または重大な過失がある場合はこの限りではないものとします。

第 13 条 サービス内容の改廃及び規約の変更

1. ポイントサービスの内容は、当 J A の都合で変更することがあります。変更内容は当 J A ホームページ掲載、店頭掲示等により告知します。
2. 本規約は、当 J A の都合で変更することがあります。規約の変更日以降は変更後の規約に従うものとし、この変更によって生じた損害について、当 J A は一切の責任を負いません。

第 14 条 個人情報の交換利用・提供について

ポイント会員は、申込時点で以下について同意したものとします。

1. 当 J A および当 J A 子会社と J A 総合ポイント運営にかかる下記の委託先が、ポイント会員の下記個人情報の保護措置を講じた上で相互に提供し、下記の目的で利用すること。

【委託先】

委託先名称：全国農業協同組合中央会、福島県農業協同組合中央会、株式会社福島県農協電算センター

【利用目的】

- ① 当 J A および当 J A 子会社が委託先と連携して行う J A 総合ポイントの運営や研究、開発
- ② 当 J A および当 J A 子会社が取扱う経済・信用・共済等の各事業・付随するその他の商品・サービスに関するご提案やご案内、及びこれらの研究や開発
- ③ 上記②記載の商品やサービス等の提供に際して、当 J A が行う判断、各種リスクの把握及び管理

【情報範囲】

ポイント会員の氏名・生年月日・住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先・家族構成・勤務先に関する情報・利用商品やサービスの種類・入会日・取引金額・期

日等の利用・取引に関する情報・金融機関番号・支所番号・口座番号等の管理番号のうち、当 J A 及び委託先各団体がそれぞれに保有する情報

2. 当 J A は、法令、裁判手続きその他の法的手続き、または監督官庁により、ポイント会員の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。
3. 当 J A は、本規約に基づく J A 総合ポイントの業務を上記以外の第三者に委託する場合には、当該業務委託先に業務遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託いたします。

第 15 条 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

ポイント会員は、申し込み時点で以下について同意したものとします。私は次の 1 に規定する暴力団員等もしくは 1 の各号のいずれかに該当し、2 の各号のいずれかに該当する行為をし、または 1 に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本規約に基づく一切のサービス提供が停止され、会員資格を取り消されても異議を申しません。あわせて私は上記行為が判明しあるいは虚偽の申告が判明し、会員資格を取り消された場合には、当然に貴組合に対する一切の債務の期限を失い、直ちに債務を弁済します。これにより損害が生じた場合でも貴組合に何ら請求は行わず、一切私の責任といたします。

1. 私は、私が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下これらを「暴力団員等」という。）またはテロリスト等（疑いがある場合を含む）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等またはテロリスト等を利用していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等またはテロリスト等に対して貸金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
2. 私は、私が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ② 貴組合との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ③ 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて貴組の信用を毀損し、または貴組の業務を妨害する行為
 - ④ その他前各号に準ずる行為

第 16 条 準拠法・管轄

当 J A ポイントサービスに基づく諸取引の規約準拠法は日本法とします。本規約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、福島地方裁判所を管轄裁判所とします。

附 則

この規約は平成 24 年 1 月から施行する。
この規約は平成 27 年 1 月 4 日から施行する。
この規約は平成 28 年 3 月 1 日から施行する。
この規約は平成 29 年 5 月 1 日から施行する。
この規約は令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

【J A 夢みなみ 総合ポイント制度に関するお問合せ先】

夢みなみ農業協同組合 TEL 0248-72-5211
〒962-0839 福島県須賀川市大町 85